



# 尼崎中央社労士事務所 事務所だより

2025年  
2月号



バイコム総合体育館（尼崎市西長洲町）

## ◆特集◆

### マイナ保険証への移行に伴う健康保険の実務対応

～経過措置期間は2025年(令和7年)12月1日まで～

## ◆ニュース◆

- ▶【統計】小規模事業所の現金給与額20.9万円、前年比2.5%増
- ▶【行政】「物価上昇を上回る賃上げの定着」を最優先目標に
- ▶【行政】2024年度日本経済レポートを公表
- ▶【行政】外国人労働者230万人超え／厚労省調査



## ◆特集◆

## マイナ保険証への移行に伴う健康保険の実務対応

～経過措置期間は2025年(令和7年)12月1日まで～

社会保険労務士・人的資本経営コンサルタント 川西 康夫

2024年(令和6年)12月2日をもって従来の健康保険証は廃止され、健康保険証の新規発行も終了しています。これ以降は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)で医療機関を受診することが原則となりますが、マイナ保険証を利用できない状況にある者には、保険者(協会けんぽ)から新たに「資格確認書」が交付されます。今回の特集では、最近お問い合わせを頂くことが多くなったマイナ保険証への移行に伴う健康保険の実務対応について解説します。

## ■従業員が新たに健康保険に加入する場合

2024年(令和6年)12月2日以降、従業員を被保険者として新たに健康保険(協会けんぽ)に加入させる場合(従業員の家族を被扶養者として加入させる場合も含む)は、マイナ保険証を利用することが原則となるため、従来の健康保険証は発行されません。

マイナンバーカードを取得していない等、マイナ保険証を利用できない状況にある者(下記参照)には、健康保険証の代わりに「資格確認書」が発行されることになっています。その名称から書類のような形状を想起しがちですが、従来の健康保険証と同じく、プラスチック製で黄色のカード型になっています。事業主は、新たに加入する従業員やその家族がマイナ保険証を利用できる状況にあるか否かを確認した上で、資格確認書の発行が必要な場合は、社会保険の資格取得届や被扶養者(異動)届の発行要否欄にチェックを入れて提出する必要があります。

マイナ保険証を利用できない状況にある者とは・・・

- ①マイナンバーカードを取得していない者
- ②マイナンバーカードを返納した者
- ③マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をしていない者
- ④マイナンバーカードの健康保険証の利用登録を解除した者
- ⑤マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている者

} 発行が必要にチェック✓

## ■既に参加している従業員の場合

2024年(令和6年)12月1日以前から被保険者や被扶養者として健康保険に加入している従業員とその家族については、退職等で資格喪失にならない限り、2025年(令和7年)12月1日までの経過措置期間中は発行済みの健康保険証を引き続き使用できます。12月2日以降は、発行済みの健康保険証が使用できなくなるため、協会けんぽでは、マイナ保険証を利用できない状況にある被保

険者や被扶養者に対して、経過措置期間の終了に間に合うように資格確認書を申請によらず交付することにしており、その時期は9月～10月を予定しています。

2025年(令和7年)12月1日までの経過措置期間中に退職等により資格喪失した従業員やその家族の健康保険証については、従来どおり事業主を経由して年金機構(協会けんぽ)に返納する必要があります。また、同じく経過措置期間中に氏名変更や健康保険証の紛失等があった場合、健康保険証の再発行はできませんので、マイナ保険証を利用できない状況にある従業員やその家族については資格確認書の交付を申請することになります。

## ■経過措置期間終了後の資格確認書の取扱い

経過措置期間終了後に資格確認書が交付された従業員やその家族が退職等により資格喪失した場合は、従来の健康保険証と同様に資格確認書を回収して年金機構に返納する必要があります。

従来の健康保険証とは異なり、資格確認書には有効期間が設けられ、発行時期に応じて4～5年の範囲で設定されることとなります。有効期限を過ぎた資格確認書は使用できなくなるため、回収や返納は不要とされており、シュレッダー等の方法で各自破棄することになります。なお、資格確認書の再交付(有効期間の更新)を希望する場合の取扱いについて、全国社会保険労務士会連合会が厚生労働省保険局保険課に問い合わせたところによると、その場合は新たな有効期間を設定した資格確認書を再交付する運用を想定しているとの回答がありました。(月間社労士2024年10月号)

## ■資格情報のお知らせの使用方法

協会けんぽでは、2024年(令和6年)9月頃に「資格情報のお知らせ」を発行し、事業主宛に送付しています。これはマイナ保険証を利用して医療機関を受診する場合に、カードリーダーの故障等の理由により医療機関でのオンライン資格確認ができないときに、マイナンバーカードと併せて提示することにより資格情報を確認して保険診療を受けられるようにするためのものです。(了)

健康保険証(イメージ)



資格確認書(イメージ)



資格確認書交付申請書

健康保険 資格確認書 交付申請書

氏名 協会 太郎  
生年月日 平成元年 5月10日  
性別 男  
資格取得年月日 令和6年12月2日  
有効期限 令和11年11月30日  
保険者番号 999999999  
保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部  
保険者所在地 ○○市○○町9-9-99

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ

氏名 協会 太郎  
生年月日 平成元年 5月10日  
性別 男  
資格取得年月日 令和6年12月2日  
有効期限 令和11年11月30日  
保険者番号 999999999  
保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部  
保険者所在地 ○○市○○町9-9-99



## ◆ニュース◆

## ■【統計】小規模事業所の現金給与額20.9万円、前年比2.5%増

厚生労働省は、1月8日、2024年「毎月勤労統計調査・特別調査」の結果を公表しました。この調査は、全国の小規模事業所（常用労働者1～4人規模）の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにすることを目的に毎年実施されています。

2024年7月における「きまって支給する現金給与額」（第1表）は、209,086円（前年比2.5%増）で過去最高となりました。男女別では、男性282,371円（前年比2.3%増）、女性156,787円（前年比2.8%増）となり、男女ともに過去最高額となりました。産業別では、「建設業」が276,107円（同0.6%増）と最も高く、次いで「製造業」が227,097円（同4.7%増）、「卸売業、小売業」が215,240円（同2.8%増）、「医療、福祉」が195,687円（同2.4%増）となりました。

年齢階級別にみると（第2図）、「きまって支給する現金給与額」は「25～29歳」まで上昇し、それ以降「55～59歳」までほぼ横ばいとなり、「60～64歳」以降低下しています。これを男女別にみると、男性は「50～54歳」まで上昇し続け、「55～59歳」以降低下しているのに対して、女性は「25～29歳」まで上昇した後、「30～34歳」以降やや低下して「55～59歳」までほぼ横ばいとなり、「60～64歳」以降低下する傾向にあります。

令和6年毎月勤労統計調査特別調査の概況／厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/tokubetu/24/dl/toku2024\\_pdfgaiyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/tokubetu/24/dl/toku2024_pdfgaiyo.pdf)

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

令和6年7月

性・主な産業	事業所規模 1～4人		（参考） 事業所規模 5人以上 <sup>1)</sup>		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比 %	円	前年比 <sup>2)</sup> %	
調査産業計	209,086	2.5	283,858	2.2	73.7
男	282,371	2.3	352,708	1.9	80.1
女	156,787	2.8	208,943	3.3	75.0
建設業	276,107	0.6	362,546	2.5	76.2
製造業	227,097	4.7	327,297	3.0	69.4
卸売業、小売業	215,240	2.8	248,698	2.0	86.5
宿泊業、飲食サービス業	114,472	2.4	131,413	2.6	87.1
生活関連サービス業、娯楽業	162,396	2.4	206,071	3.4	78.8
医療、福祉	195,687	2.4	262,865	1.8	74.4

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和6年7月分の結果である。

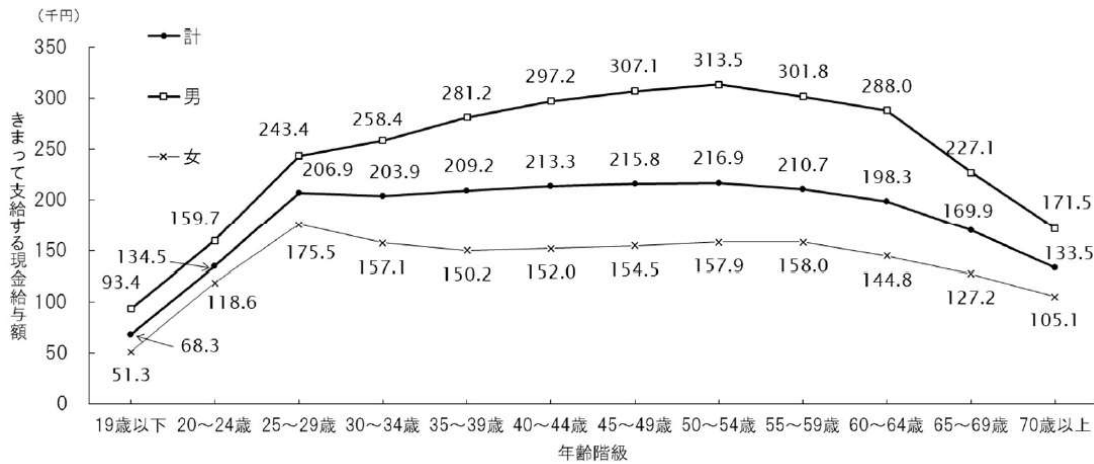
2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

3) 令和6年の事業所規模5人以上の前年比の計算に用いる令和5年の指数及び実数は、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値である。



## 第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

令和6年7月



## ■【行政】「物価上昇を上回る賃上げの定着」を最優先目標に

政府は、1月17日、総理大臣官邸で令和7年第1回経済財政諮問会議を開催し、令和7年前半の検討課題及び中長期の経済財政に関する試算について議論が行われました。

石破総理は、日本経済は成長型経済へと移行できるか否かの分岐点にあるとし、当面物価上昇を上回る賃上げの定着を最優先目標に据え、経済運営に取り組むとしています。

議論の中で、一人当たりの賃金が継続的に3パーセント程度の増加を続ける経済の実現に取り組むべきとか、中長期的に経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するため、実質1パーセントを安定的に上回る成長を実現しつつ、歳出・歳入両面から改革に取り組むべきといった指摘に対して、今後議論を深め、内閣が目指す経済財政政策の全体像を骨太方針で示していくと述べました。

また、中長期試算に基づいての議論を行い、今回の中長期試算では、2025年度のプライマリーバランスは黒字化しない見込みが示されたものの、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も赤字幅を縮小させることができる見通しであると述べました。これまでの経済財政運営の効果もあり、着実に財政状況は改善されており、2026年度にはプライマリーバランスが黒字化する試算結果が示されました。

総理は、今後の経済状況の変化やそれに伴い追加的な対応が生ずる可能性も念頭に置きながら、「経済あつての財政」の考え方の下、早期の黒字化実現に向けて、我が国の潜在成長率の引き上げに重点をおいた政策運営に取り組むとともに、歳出・歳入両面からの取り組みを継続するとし、今後も財政健全化の「旗」を下すことはないとして述べました。

令和7年第1回経済財政諮問会議資料／内閣府

<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202501/17keizai.html>

## ■【行政】2024年度日本経済レポートを公表

内閣府は、1月12日、「2024年度日本経済レポート～賃金と価格をシグナルとした経済のダイナミズムの復活へ～」を公表しました。今回のレポートでは、2024年の我が国の経済・物価動向を振り返るとともに、個人消費の回復と賃金の持続的上昇に向けた課題、企業の倒産・企業に係る現状と課題について分析が行われました。

まず、現状認識として、日本経済は緩やかな回復を続けているとしています。ただし、今後は中国など海外経済の下振れを通じた影響に加え、2018年以降の米中貿易摩擦が、製造業の輸出・生産を下押しした経験に鑑みれば、通商政策を含む米国の政策動向とその影響に十分留意する必要があるとしています。

個人の消費について、最近の消費性向の低下には、消費者が賃金・所得の増加を恒常的なものとは捉えていないこと、食料品など身近な物価の上昇が消費意欲を下押ししていること、老後への不安が貯蓄志向を高めていること等の要因が複合的に影響しているとし、消費回復のために2%程度の安定的な物価上昇と、これを持続的に上回る賃金上昇の継続が重要としました。

賃金について、現在と同様に人手不足感が強かった2010年代後半と比べ、潜在的な労働供給余力の減少や転職市場の発展もあり、企業の賃金設定行動が変容し、賃金上昇の持続性が高まりつつあると分析しています。

日本経済の現状について、四半世紀にわたって続いた賃金と物価がともに据え置きで動かない状況が変化し、賃金と価格をシグナルとして労働や資本が動くという、市場経済が本来持っているダイナミズムを取り戻りつつあるとした上で、このダイナミズムを復活させ十二分に活かすこと、そのための環境整備こそが、潜在成長率の向上、日本経済の持続的成長のために重要としています。

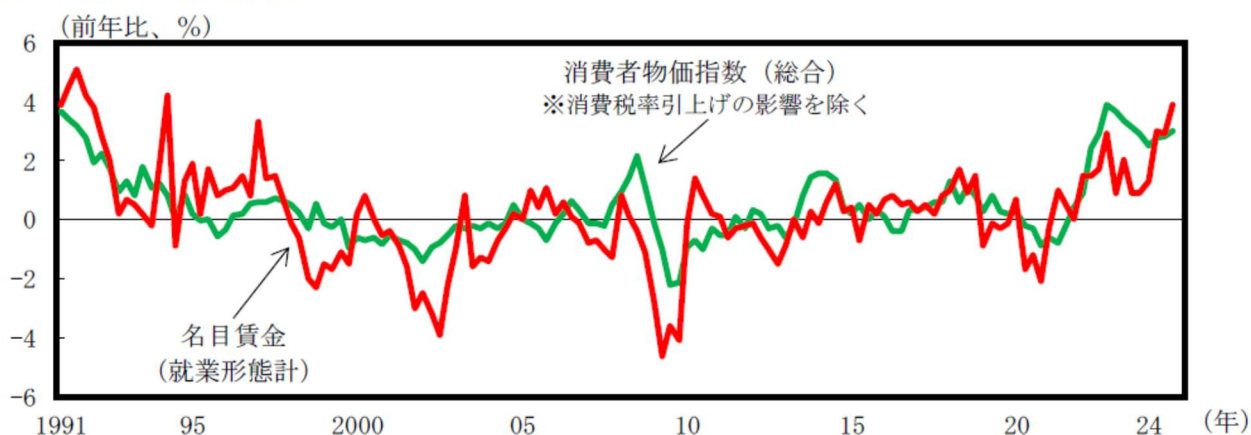
2024年度日本経済レポート／内閣府政策統括官

[https://www5.cao.go.jp/keizai3/2024/0212nk/pdf/n24\\_mokuji.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai3/2024/0212nk/pdf/n24_mokuji.pdf)

### 第1-2-7図 名目賃金の動向

過去四半世紀にわたる賃金も物価も据え置きで動かない状況から、賃金・物価共に上昇へ

#### (1) 名目賃金・物価の上昇率



## ■【行政】外国人労働者230万人超え／厚労省調査

厚生労働省は1月31日「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（2024年10月末時点）を公表しました。外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援等を目的として、全ての事業主に雇用状況の届出を義務付けるものです。

外国人労働者数は230万2,587人で、前年比25万3,912人増加しました。届出が義務化された平成19年以降の過去最多を更新し、対前年増加率は12.4%と前年と同率となりました。

国籍別ではベトナムが最も多く57万708人（外国人労働者数全体の24.8%）、次いで中国40万8,805人（同17.8%）、フィリピン24万5,565人（同10.7%）の順となりました。

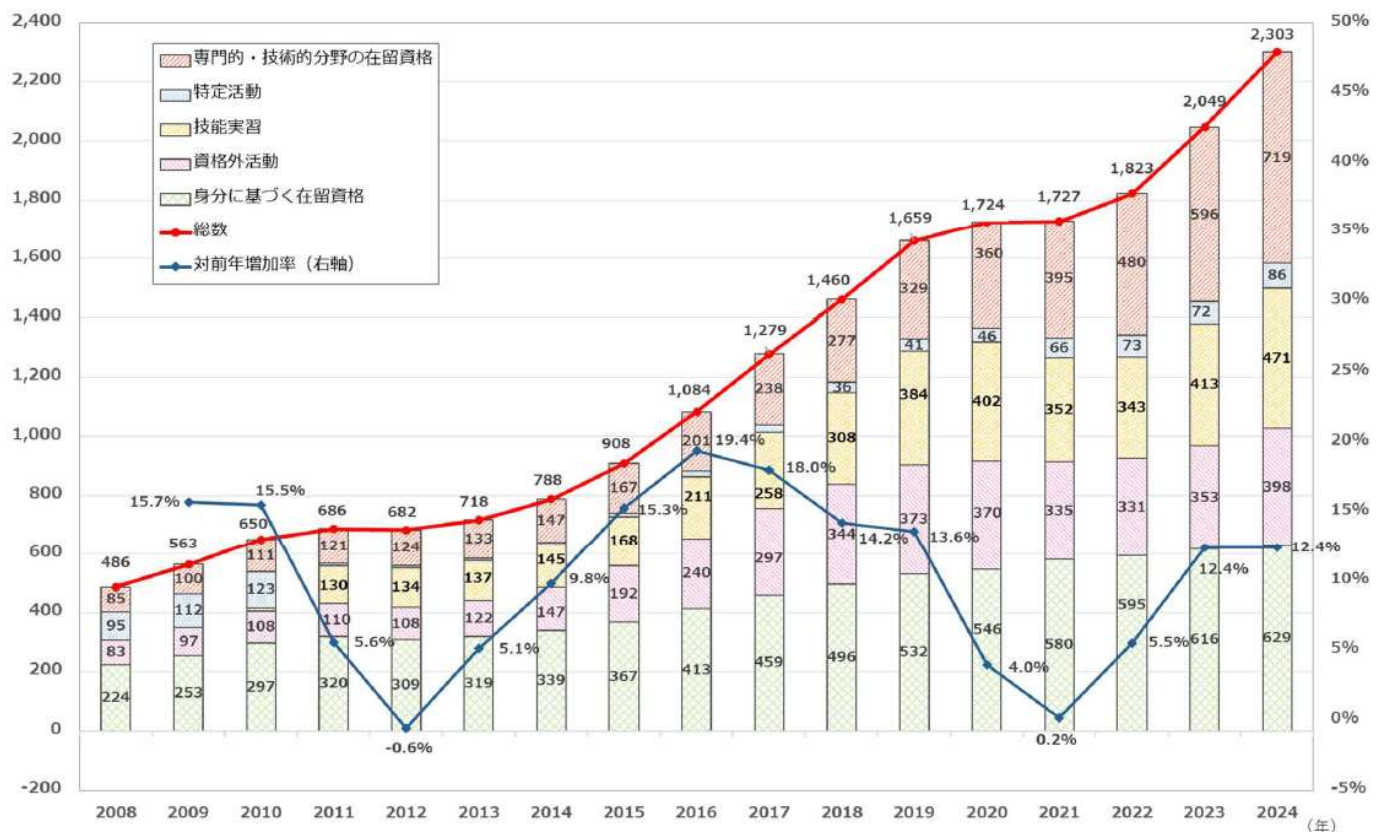
在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が71万8,812人（前年比12万2,908人（20.6%）増加）となり、届出義務化以降で初めて最も多くなりました。次いで「身分に基づく在留資格」が62万9,117人（前年比13,183人（2.1%）増加）、「技能実習」が47万725人（前年比58,224人（14.1%）増加）等となりました。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ／厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_50256.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html)

図1-1 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位：千人)





## ◆当事務所のご紹介◆

### ■事務所概要

名称	尼崎中央社労士事務所
代表者	川西 康夫（かわにし やすお） 社会保険労務士（登録番号：28210008） 人的資本経営コンサルタント
所在地	〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通1丁目17番4号
TEL	06-6481-5907
E-mail	<a href="mailto:y.kawanishi@yk-srj.com">y.kawanishi@yk-srj.com</a>
Website	<a href="https://www.yk-srj.com/">https://www.yk-srj.com/</a>

### ■取扱業務

#### ▶ 労務顧問

人事・労務管理と人的資本経営に関するご相談に幅広く対応し、企業の経営をサポートします。

- ①人事評価、賃金、就業管理その他の各種制度に関するご相談
- ②労使紛争（従業員とのトラブル）への対応に関するご相談
- ③労働局・労働基準監督署による勧告・指導への対応に関するご相談 等

#### ▶ 給与計算サポート

給与計算ソフトの導入支援等を通じて、毎月の給与計算業務をサポートします。

#### ▶ 労働保険・社会保険その他各種制度の申請・届出

厚生労働省が所管する労働保険、社会保険その他の各種制度の申請・届出を代行します。

#### ▶ 就業規則・労使協定書の作成・届出

就業規則、賃金規程その他の諸規程、労使協定書の作成・届出を代行します。

#### ▶ 雇用・労働分野の助成金の活用サポート

厚生労働省が所管する雇用・労働分野の助成金の活用をサポートします。

## ◆編集後記◆

今月号も最後までお読み頂きまして誠にありがとうございます。

厳しい冷え込みが続きましたが、ようやく春の兆しを感じられるようになりました。

暖かい春が待ち遠しいですね。

編集者 久保 裕美（くぼ ひろみ）

